

八王子市夢美術館美術資料収集選定懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 八王子市夢美術館（以下「美術館」という。）において美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料」という。）を収集する場合に、その選定及び評価を適正かつ円滑に行うことを目的として、八王子市夢美術館美術資料収集選定懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において、意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 収蔵する美術作品及び美術資料の選定及び評価に関すること。
- (2) 寄贈美術作品及び美術資料の受け入れに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、5人以内で懇談会への参加を依頼するものとする。

- (1) 八王子市夢美術館館長
- (2) 専門的知識を有するもの

(運営)

第4条 懇談会に懇談会を進行する座長をおく。

- 2 座長は、参加者の互選により選任する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する参加者がその職務を行う。

(開催)

第5条 懇談会は、市長が必要に応じて参加者に参加を求めることにより開催する。

- 2 選考対象となる美術資料に直接利害関係を有する参加者は、意見を述べることができない。

(参加期間)

第6条 参加期間は、最初の依頼から2年間とし、再依頼を妨げない。ただし、参加者が欠けた場合における補欠の参加者の参加期間は、前の参加者の残りの参加期間とする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、学園都市文化課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営及び必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成15年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。